



鳥取県公報

平成 24 年 7 月 3 日 (火)
第 8 4 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (472) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (2件) (473・474) (〃) 2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (475) (〃) 3
	保安林の指定予定 (4件) (476～479) (森林・林業総室) 4
	県道の区域の変更 (480) (道路企画課) 6
	県道の供用の開始 (481) (〃) 7
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (482) (東部総合事務所福祉保健局) 7
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (483) (〃) 7
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (484) (〃) 8
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (485) (八頭総合事務所県民局) 8
	土地改良区の役員の就退任 (486) (西部総合事務所農林局) 9
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 9
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 10
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 11

告 示

鳥取県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	訪問介護	平成24年6月1日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	ガーデンハウスよどえ	米子市淀江町佐陀1423	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	〃
〃	〃	訪問介護ステーションガーデンハウスよどえ	〃	訪問介護	〃
株式会社サンブレラ	鳥取市国府町新通り三丁目412	株式会社サンブレラ	鳥取市国府町新通り三丁目412	訪問入浴介護	平成24年6月7日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	介護予防訪問介護	平成24年6月1日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	訪問介護ステーションガーデンハウスよどえ	米子市淀江町佐陀1423	〃	〃
株式会社サンブレラ	鳥取市国府町新通り三丁目412	株式会社サンブレラ	鳥取市国府町新通り三丁目412	介護予防訪問入浴介護	平成24年6月7日

鳥取県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から主たる事務所の所在地又は事業所の所在地若しくは名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町83-3	平成22年2月1日
ティーアンドディー有限公司	米子市祇園町二丁目242-82	デイサービス孫の手	米子市両三柳825	平成23年1月4日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町83-3	平成22年2月1日
ティーアンドディー有限公司	米子市祇園町二丁目242-82	デイサービス孫の手	米子市両三柳825	平成23年1月4日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	やすらぎ居宅介護支援センター	鳥取市の場一丁目11	平成24年4月1日

鳥取県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	認知症対応型デイサービスセンターふくいち	米子市福市390-13	平成24年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	認知症対応型デイサービスセンターふくいち	米子市福市390-13	平成24年4月1日

鳥取県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次

のとおり告示する。

平成24年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	平成24年 6 月 1 日
〃	〃	デイサービスセンター笑	〃	平成24年 6 月 3 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	平成24年 6 月 1 日
〃	〃	デイサービスセンター笑	〃	平成24年 6 月 3 日

鳥取県告示第476号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町南字向山東平515の5から515の9まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第477号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町西谷字下モムクロヲシ624の1、字上ムクロヲシ626の1、隼郡家字鞍内229、229の1、230、230の1、231、412の1から412の12まで、413の4から413の6まで、字大平360、389、411の1、411の2

(2) 指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町西谷字下モ目谷850の10

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第478号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町上中谷字イボシ岩187、189の1、189の2、191、字小屋畑平山234の4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第479号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字江尾字上ノ道1196、1198の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年 7 月 3 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

福成戸上米子線	変更前	西伯郡南部町境字内海道西1210-1地先から 同町境字田中田1516地先まで	5.0~31.3	219.0
	変更後	西伯郡南部町境字内海道西1210-1地先から 同町境字田中田1516地先まで	7.1~52.5	306.0
		西伯郡南部町境字内海道西1210-1地先から 同町境字内海道354地先まで	5.1~16.0	120.0

鳥取県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年7月3日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
福成戸上米子線	西伯郡南部町境字内海道西1210-1地先から同町境字田中田 1516地先まで	平成24年7月3日

鳥取県告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月3日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
桑田岩雄	桑田医院	八頭郡智頭町大 字智頭633	平成24年6月18日	平成24年5月31日	居宅療養管理指 導

鳥取県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月3日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
----------------	-----------------	------------------	-------	-------	---------

桑田岩雄	桑田医院	八頭郡智頭町大 字智頭633	平成24年 6 月18日	平成24年 5 月31日	介護予防居宅療 養管理指導
------	------	-------------------	--------------	--------------	------------------

鳥取県告示第484号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 7 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	居宅支援事業所鳥取 北ホームヘルプサービスセンター	鳥取市秋里1181	居宅介護、 重度訪問介護	平成24年 7 月 1 日

鳥取県告示第485号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年 8 月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年 7 月 3 日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

- 申請のあった年月日
平成24年 6 月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八東川清流クラブ
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
中村 顕
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町用呂1269
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、八東川流域を中心とする地域において、人の生命にとって最も大切なきれいで安全な水の確保とそこに生息する魚・水生生物などが豊かな繁殖ができる環境整備及び人の心に潤いをもたらす河川の景観や憩いの場の創出等に寄与する事業を幅広い住民参画を通して実施する。これにより八東川流域の自然保護、地域住民の健康の維持・増進及び心の安らぎ・豊かさの増進に寄与することを目的とする。
- 定款の変更事項
会員種別及び役員の数

鳥取県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年7月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

監 事 汐 田 博 史 西伯郡大山町妻木467
〃 畑 中 尚 之 西伯郡大山町唐王717-1
平成24年6月14日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 汐 田 博 史 西伯郡大山町妻木467
〃 小 原 範 雄 西伯郡大山町唐王693
平成24年6月15日就任 任期 4年

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成24年7月4日から同年9月4日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び中部総合事務所県民局（倉吉市東巖城町2）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成24年9月4日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1-1
- 大規模集客施設の名称
テックランド倉吉店
- 大規模集客施設の敷地の所在地
倉吉市清谷町二丁目134
- 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 大規模集客施設の総床面積
2,437平方メートル
- 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成24年11月1日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年7月3日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成24年8月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
〃		平成24年8月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
初心者講習		平成24年8月22日 午前10時から午後 3時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年7月3日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年8月7日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成24年8月26日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成24年8月26日 午後1時から午後 3時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成24年8月27日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成24年8月27日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年8月7日 午前9時から午後 1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル 銃等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人

3 講習課題

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃

イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。